

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定

平成24年3月30日

都留市告示第36号

都留市長 小林 義 光



振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第一付表第一号の規定により市長が指定する区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(平成24年3月19日都留市告示第10号。以下「告示」という。)により指定された地域のうち、次の各号に掲げる区域

- 一 告示の別添図面中において、緑色又は黄色に色分けした区域
- 二 告示の別添図面中において、赤色に色分けした区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
  - 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校
  - 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第七条第一項に規定する保育所
  - 3 医療法(昭和23年法律第205号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - 4 図書館法(昭和25年法律第118号)第二条第一項に規定する図書館
  - 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム